

給水装置工事検査要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、千葉県水道事業給水条例（昭和36年千葉県条例第46号。以下「条例」という。）第6条の3の規定による給水装置工事の工事検査に関し必要な事項を定めるものとする。

(工事検査)

第2条 千葉県企業局長（以下「局長」という。）は、千葉県水道事業給水条例施行規程（昭和46年千葉県水道局管理規程第14号。以下「施行規程」という。）第8条の申請に係るすべての給水装置工事について工事検査を行うものとする。

また、局長が必要と認めるときは、工事の施工過程においても行うものとする。

(検査員)

第3条 検査員は、水道事務所長（千葉県企業局組織規程（昭和34年千葉県水道局管理規程第3号）第2条第3項に規定する水道事務所の長をいう。）が指定する職員をもってあてるものとし、工事検査は原則として1名の検査員で行うものとする。

ただし、水道事務所長は、給水装置工事の規模等に応じて検査員の数を変更することができる。

(工事検査の立会い)

第4条 工事検査の立会いは、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第36条第1号の規定により、当該給水装置工事を行う者として指名された給水装置工事主任技術者とする。

ただし、特段の事情があるときは、当該給水装置工事に精通している者を立会者とすることができる。

(確認の報告)

第5条 指定給水装置工事事業者は、水道法第25条の4の規定に基づき当該給水装置工事について確認し、その結果について工事検査申請書提出時に給水装置工事確認書（別記第3号様式）により局長に報告しなければならない。

ただし、特段の事情があるときは、報告を工事検査時とすることができる。

(検査事項及び方法)

第6条 工事検査は、施行規程第2条第2項に規定する給水装置工事（新設・増設・改造）設計・精算書（第1号様式の2。以下「精算書」という。）、工事写真及び給水装置工事確認書、その他の関係書類に基づき工事の実施状況について、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「令」という。）及び条例により、次の各号に掲げる項目を確認するものとする。

一 配管状況の確認

次に掲げる項目について確認することとするが、現場の状況により確認できない部分については、写真により確認すること。

- イ 給水管の種類、管径及び布設延長
- ロ 給水管の埋設深度
- ハ 給水管の接合（分岐箇所、屈曲部）
- ニ 給水管の防護措置
防寒、防露、防食、防護等の特殊施工について確認すること。
- ホ 明示シート敷設の有無
- 二 給水用具等設置状況の確認
 - イ 逆流防止装置の設置状況
 - ロ 吐水口と越流面との間隔
 - ハ 止水栓、量水器及び量水器筐の設置状況
特に、量水器の設置方向の確認並びに量水器を複数設置する場合における部屋番号、水栓番号及び量水器番号の照合については必ず行うこと。
- 三 使用材料の確認
令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していることが認証されたものであることを確認すること。
- 四 漏水確認
耐圧試験（水圧は各施工過程で定めたもの）が実施済であることを確認するとともに、量水器前後の継手部における漏水の有無を常圧（分岐部からの水圧）により確認すること。
- 五 水質試験
井水等の他の水管との接続誤り及び水質変化の確認のため、通水後給水栓より採水し、次に掲げる各項目について試験を行うこと。
 - イ 残留塩素
 - ロ 水素イオン濃度（pH）
 - ハ 工業用水道管等の併設されている地区では、濁度及び水温を測定すること。
- 六 路面復旧状況の確認
各道路管理者の指示による路面復旧形態及び掘削許可条件に基づき施工しているかの確認をすること。
- 七 その他、現場に応じ必要な事項

（工事の改善等）

- 第7条 局長は、工事検査の結果、改善を要すると認める箇所が有るときは、文書又は口頭により期間を定め、当該工事の改善を指示することができる。
- 2 局長は、前項の規定により改善を指示した給水装置工事について、完成した旨の報告があったときは、当該部分の確認を行うものとする。

（検査の報告）

- 第8条 検査員は、工事検査の結果について工事検査報告書（別記第1号様式）及び工事検査調書（別記第2号様式）により局長に報告しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和46年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

別 記
第 1 号様式

受付番号	
------	--

工 事 検 査 報 告 書

年 月 日

千葉県企業局長 様

検査員職・氏名

印
印
印

命により、給水装置工事の検査を実施したので、下記のとおり報告します。

記

工 事 場 所			
建物名称 (仮称)			
工 事 の 種 類		水栓番号	第 号～第 号
申 請 者	住 所		
	氏 名		
指定給水装置 工事事業者	指定番号	第	号
給 水 装 置 主任技術者	免状番号	第	号
検 査 立 会 者			
検 査 結 果	<input type="checkbox"/> 年 月 日に工事検査調書 (別記第 2 号様式) に より工事検査を実施した結果、適正であることを認める。 <input type="checkbox"/> 年 月 日に工事検査を実施した結果、先の指示 事項を改善したので、適正であることを認める。		

別 記
第2号様式(その1)

受付番号	
------	--

工事検査調書

工事の種類	水 栓 番 号	第	号	～	第	号
-------	---------	---	---	---	---	---

検 査 項 目	検 査 結 果	
1. 管 の 種 類	<input type="checkbox"/> 精算書のとおり	<input type="checkbox"/> 不適合
2. 管 の 口 径	<input type="checkbox"/> 精算書のとおり	<input type="checkbox"/> 不適合
3. 布 設 延 長	<input type="checkbox"/> 精算書のとおり	<input type="checkbox"/> 不適合
4. 埋 設 深 さ	<input type="checkbox"/> 公道部	cm <input type="checkbox"/> 浅層埋設
	<input type="checkbox"/> 私道部	<input type="checkbox"/> 60cm以上 <input type="checkbox"/> 60cm未満
	<input type="checkbox"/> 宅地内	<input type="checkbox"/> 30cm以上 <input type="checkbox"/> 30cm未満
5. 管 の 接 合	<input type="checkbox"/> 適正	<input type="checkbox"/> 不適正
6. 管 の 防 護 措 置	<input type="checkbox"/> 適正	<input type="checkbox"/> 不適正
7. 使 用 材 料	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 不適合
8. 吐水口と越流面との間隔	<input type="checkbox"/> 適正	<input type="checkbox"/> 不適正
9. 明 示 シ ー ト 敷 設	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
10. 路 面 復 旧 状 況	<input type="checkbox"/> 良好	<input type="checkbox"/> 不良 (<input type="checkbox"/> 仮復旧 <input type="checkbox"/> 本復旧)
11. 止水栓、量水器、筐の設置状況	<input type="checkbox"/> 適正	<input type="checkbox"/> 不適正
12. 逆流防止装置の設置	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
13. 増 圧 ポ ン プ	<input type="checkbox"/> 適正	<input type="checkbox"/> 不適正
14. 耐 圧 試 験	<input type="checkbox"/> 漏水無	<input type="checkbox"/> 漏水有 (<input type="checkbox"/> 公道部 <input type="checkbox"/> 宅地内)
15. 水 質 試 験	<input type="checkbox"/> 残留塩素	mg/l <input type="checkbox"/> PH
	<input type="checkbox"/> 濁 度 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)	<input type="checkbox"/> 水温 °C
16. 所 見	<input type="checkbox"/> 適正	<input type="checkbox"/> 指示事項改善後、確認

(指示事項) 改善期限: 年 月 日

.

.

.

別 記

第2号様式(その2)

受付番号

工事検査調書(量水器情報入力用シート)

1 在庫管理システムから入力する項目 注:以下の①～②の場合は給水装置情報管理システムから入力してください。

- ①業務区分52(新設工事(閉栓))で親メーター省略のもの
- ②業務区分53(改造工事)で口径変更を伴わないもの

(1)業務区分コード		(2)水栓番号	第 号	(3)指針(m ³)	
(4)取外指針(m ³)		(5)用途コード		(6)用途適用日	
(7)業態コード		(8)口径(mm)		(9)量水器適用日	
(10)量水器種別		(11)量水器番号	第 号	(12)検定期限(年月)	
(13)量水器取付区分		(14)量水器取付年月日		(15)メーカ・コード	
(16)開閉区分		(17)開閉年月日			

2 在庫管理システムよりデータ連携後(上記注:①～②の場合は上記項目と同時に)、給水装置情報管理システムから入力する項目

(18)道順番号 (町名コード部分のみ) ※		(19)使用区分		(20)建物形体	
(21)徴収区分※		(22)使用者氏名・電話番号・電話種別・住所等	給水契約申込書より入力		

業務区分別入力項目番号表

業務区分	入力項目番号
51 新設工事(開栓)	(1)、(2)、(3)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)、(12)、(15)、(16)、(17)、(18)、(19)、(20)、(21)、(22)
52 新設工事(閉栓:親メーター省略の場合含む)	(1)、(2)、(3)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)、(12)、(15)、(16)、(17)、(18)、(19)、(20)、(21) 注)親メーター省略の場合は(8)～(12)及び(15)は空白にしてください。
53 改造工事	(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)、(12)、(13)、(14)、(15)、(16)、(20) 注)④は口径変更の場合のみ、⑤及び⑥は用途に変更があった場合のみ、⑬は口径変更の場合のみ"03"、⑭～⑮は口径変更の場合のみ、⑳は建物形体に変更があった場合のみ入力してください。
58掘上(親メーター撤去の場合のみ対象)	(1)、(2)、(4)、(16)、(17)

コード表

(1)業務区分コード	51新設工事(開栓)	52新設工事(閉栓:親メーター省略の場合含む)	53改造工事	58掘上(親メーター撤去の場合のみ対象)
(5)用途コード	01一般用 02共用栓 03公衆浴場用 04専用栓の共同使用 05一般13mm扱い 06独身寮 07専用栓の共同使用の独身寮併用住宅 08学生寮 09共用施設併用住宅 71義務教育 学校プール 72義務教育以外学校プール 81公園施設 休養施設 82公園施設 便益施設 83公園施設 修景施設 84公園施設 管理施設 85公園施設 遊戯施設 86公園施設 運動施設 87公園施設 教養施設 88公衆便所 90親メーター (注:親メーター省略(新設工事(閉栓))及び親メーター撤去(掘上)の場合にも選択)			
(7)業態コード	11家事用 21一般商店 22クリーニング店 23理美容院 24豆腐製造業 31飲食店 32百貨店 33公衆浴場 34会社事務所 35その他営業 36宿泊施設 37劇・娯楽施設 41病院 42官公署学校 43その他公共施設 51上水型工場 52その他工場			
(10)量水器種別	1円読式 2隔測式 3直読式			
(15)メーカ・コード	01愛知時計電機(株) 02(株)吾妻計器製作所 03大阪機工(株) 04(株)金門製作所 05東洋計器(株) 06明治時計(株) 07リコーエレメックス(株) 08日東精工(株) 09東光精機(株) 10日東メーター(株) 11(株)阪神計器製作所 12横尾計器(株) 13(株)ニッコク(日国工業(株)) 14柏原計器工業(株) 15高畑精工(株) 16武田時計(株) 17東京水力機器(株) 18日本計器工業(株) 19(株)水戸量水器工作所 50その他			
(16)開閉区分	01新設開栓(業務区分コード51の場合) 04改造(同53の場合) 10掘上停止(同52(新設・閉栓で親メーター省略)又は同58(掘上で親メーター撤去)の場合) 30取付停止(同52の場合(親メーター省略の場合除く))			
(19)使用区分	10使用			
(20)建物形体	10一般 20中高層			
(21)徴収区分	5納入通知書(偶数月) 6納入通知書(奇数月)			
(22)電話種別	1自宅等 2携帯 3勤務先 4大家 5不動産 6親等 7呼出 8連絡先 9その他			

※ (18)及び(21)は、町名別コード・検針月一覧表より記入

給 水 装 置 工 事 確 認 書

水 栓 番 号
工 事 場 所
申 請 者

水道法第25条の10の規定に基づき、下記項目について
確認したことを報告いたします。

年 月 日

所 在 地

指定給水装置工事事業者

代表者氏名

(印)

給水装置工事主任技術者氏名

(印)

確 認 項 目	確 認 結 果	
1. 管の種類	<input type="checkbox"/> 精算書のとおり	<input type="checkbox"/> 精算書訂正
2. 管の口径	<input type="checkbox"/> 精算書のとおり	<input type="checkbox"/> 精算書訂正
3. 布設延長	<input type="checkbox"/> 精算書のとおり	<input type="checkbox"/> 精算書訂正
4. 管の埋設深さ	<input type="checkbox"/> 公道部	cm <input type="checkbox"/> 浅層埋設
	<input type="checkbox"/> 私道部	<input type="checkbox"/> 60cm以上 <input type="checkbox"/> 60cm未満
	<input type="checkbox"/> 宅地内	<input type="checkbox"/> 30cm以上 <input type="checkbox"/> 30cm未満
5. 管の接合	<input type="checkbox"/> 適正	
6. 逆流防止装置の設置状況	<input type="checkbox"/> 適正	
7. 吐水口と越流面との間隔	<input type="checkbox"/> 適正	
8. 給水用具の取付状況	<input type="checkbox"/> 適正	
9. 給水栓等の位置	<input type="checkbox"/> 精算書のとおり	<input type="checkbox"/> 精算書訂正
10. 管の防護措置	<input type="checkbox"/> 適正	
11. 使用材料の確認	<input type="checkbox"/> 認証品	
12. 耐圧試験(所定の水圧・1分間)	漏水なし <input type="checkbox"/> 公道部 <input type="checkbox"/> 宅地内 (写真添付)	
13. 水質検査	<input type="checkbox"/> 残留塩素0.1mg/l以上を確認	<input type="checkbox"/> なし
14. 明示シート敷設	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
15. 路面復旧状況	<input type="checkbox"/> 良好 (<input type="checkbox"/> 仮復旧 <input type="checkbox"/> 本復旧)	
16. 他企業埋設管調査・照会	<input type="checkbox"/> 調査し照会済	<input type="checkbox"/> 他企業埋設管無